

EU データ法：欧州データ保護会議によるモデル契約条項(MCTs)へのコメント －MCTs 採択に向けた今後の流れについても補足－

ヨーロッパニュースレター

2025 年 7 月 30 日号

執筆者：

[石川 智也](#)

n.ishikawa@nishimura.com

2025 年 9 月 12 日の EU データ法の適用開始に向けて検討が進んでいる。同年 7 月 8 日、欧州データ保護会議(European Data Protection Board。以下「EDPB」という)は、欧州委員会の作成した EU データ法に対応するためのモデル契約条項(Model Contractual Terms。以下「MCTs」という)の同年 5 月 22 日版ドラフトへのコメントを公表した¹。このコメントには、企業実務における EU データ法に対応するための契約作成や、日本におけるデータ利活用法制の検討に当たって参考となる内容が少なからず含まれているように思われる。そこで、本稿では、そのコメントの概要を実務の観点も踏まえながら紹介するとともに、同年 6 月 6 日に実施された欧州委員会のウェビナーの内容も踏まえ、MCTs 採択に向けた今後の流れについて補足する。

1. EDPB のコメントの概要

EU データ法は、個人データと非個人データの双方を含むデータ全般について、データを生成するコネクテッド製品の利用者にアクセス権と第三者への移転請求権を認めている。このうち、個人データの処理には、EU 一般データ保護規則(General Data Protection Regulation)も継続して適用され、データ法はその適用を妨げない。そのため、EU 加盟国のデータ保護監督機関等から構成される EDPB が個人データの保護の観点から MCTs の検討を行い、コメントを公表したものである。なお、EDPB のコメントは、検討対象の複雑さとフィードバックの時間的制約を理由に、網羅的なものでなく、且つ、その性質上ハイレベルなものである旨が留保されている²。その概要は以下のとおりである。

(1) 個人が契約当事者になり得ることへの配慮

EDPB は、MCTs の契約当事者となるコネクテッド製品の利用者には、法人だけではなく、当該製品が収集する個人データが帰属する個人が含まれることや、個人がコネクテッド製品の利用者である場合も当該製品が収集する個人データには利用者以外の個人に帰属するものが含まれ得ることを指摘する。そして、現在の MCTs は法人間の取引に注目しているため、個人への影響が十分に考慮されているか懸念があり、MCTs の適

¹ European Data Protection Board, *Statement 4/2025 on the European Commission's Recommendation on Draft Non-binding Model Contractual Terms on Data Sharing under the Data Act (Version of May 2025)* (Jul. 8, 2025).

² 将来、「the interplay between the Data Act and the Union legislation on the protection of personal data, privacy and confidentiality of communications and integrity of terminal equipment」についてコメントする可能性も示唆されている。

用対象となる者が必ずしも明確に識別されていないのではないかと指摘する。その上で、EDPB としては、この点の明確化と、利用者がデータ主体である場合とそうでない場合とで区別した別の MCTs の開発が有益であるかの検討を推奨した。

実務では、コネクテッド製品の利用者が個人であり、当該製品から生成されるデータのほとんどが個人データとなる場合には、データ保有者による非個人データの利用・第三者への提供につき利用者と合意する旨の規制(EU データ法 4 条 13 項・14 項)が適用されない。この場合には、GDPR の下で個人データの利用・第三者への提供が可能であるかは確認する必要があるが、必ずしも MCTs の多くを参照しなければならないわけではない。また、コネクテッド製品がリース又はレンタルされる場合には、最終的な個人のユーザと、個人のユーザに当該製品をリース又はレンタルしている者の双方が EU データ法上の利用者になるところ、このような利用者が複層的に存在する場合について MCTs をそのまま利用できるとは限らず、丁寧な契約の検討が求められている。

(2) 補償のメカニズムは非個人データにのみ適用されるべきこと

EDPB は、MCTs の中には個人データと非個人データの区別を明確に行っている条項と、そうでない条項とがあり、後者については、当事者が適用されるリーガルフレームワークを判断する際に両者の区別が役立つことがあるかの検討を推奨した。中でも、利用者・データ保有者間の契約と、利用者・データ受領者間の契約におけるデータ保有者・データ受領者によるデータの利用に伴う補償のメカニズムは、非個人データの利用の場面に限定した適用を強く推奨するとした。

最後の点は、個人データは取引可能な財と考えるべきではない(personal data cannot be considered as a tradable commodity)旨を繰り返し述べてきた EDPB の立場を堅持するものであり、このような考え方は、日本でのデータ利活用法制の検討に当たって EU の法制を参照する際には念頭に置く必要があるだろう。

(3) 定義規定や EU データ法・GDPR の関連条項とのクロスレファレンスを設けるべきこと

EDPB は、明確性や構成の向上のために定義規定を設けることを推奨した(consumption data について、例示されている)。また、法的な一貫性を確保するため、MCTs に付されている参考説明において、EU データ法や GDPR の関連条項とのクロスレファレンスを設けることも推奨した。

(4) GDPR や ePrivacy 指令等のデータ保護等に関する法令が MCTs に優先する旨をより明確にすべきこと

EDPB は、EU データ法第 1 条第 5 項が GDPR や ePrivacy 指令等のデータ保護等に関する法令に影響を与えない旨規定していることを踏まえ、これらのデータ保護等に関する法令が MCTs に優先する旨を MCTs においてより明確にすることを推奨した。

(5) MCTs とは別に越境移転のための標準契約条項等が必要となり得ること

EDPB は、MCTs に付されている参考説明において、個人データが関係する場合には、必ずしも MCTs の締結のみによって GDPR の遵守が実現できるわけではない旨を明記すべきであると示している。その上で、MCTs に加えて必要となり得る追加の措置の例としては、利用者のアクセス権、利用者のデータ共有に係る権利、及び、データ保有者とデータ受領者による GDPR 遵守の必要性に関する条項を提示している。また、

EU 域外の第三国への個人データの越境移転を伴う場合には、越境移転のための標準契約条項の締結が必要である旨も摘示している。

上記のうち、2 点目については、たしかに MCTs においては、利用者が個人である場合を念頭に置いた、アクセス権やデータ共有に係る権利が認められる旨の条項や、近時取引契約一般に規定されるようになってきたデータ保護法遵守条項(契約当事者は、GDPR を含め、適用されるデータ保護法を遵守する旨の簡潔な条項もあれば、もう少し具体的な義務を規定した条項もある)も見当たらない。GDPR においては、これらの条項を規定することが明文で要請されているわけではないが、データ主体の権利を明確にして実質的に権利行使を確保したり、一連のデータフロー全体において GDPR 違反のリスクを低減したりする観点からは、これらの契約条項は有用である。GDPR が明文で要請しているかという視点だけではなく、利用者の視点、また、実質的な GDPR 遵守の確保の視点からデータ保護の取組みを検討すべきだろう。

(6) デジタル経済における消費者の脆弱性や力の非対称性への配慮

EDPB は、デジタル経済における消費者の脆弱性や力の非対称性を考慮に入れるべきであり、また、契約違反の際の効果は比例的であるべきで、且つ、データ主体の権利を侵害するものであってはならないとコメントしている。

2. MCTs の今後の動向

MCTs については、2025 年 9 月 12 日の EU データ法の適用開始までに推奨される見通しである(FAQ Version 1.2 の 74)。同年 6 月 6 日に実施された欧州委員会主催のウェビナーでの説明によれば、今後内容を確定し、EU の各国言語に翻訳した上で、適用開始日までに採択することを目指しているとのことであったが、同年 7 月 15 日に実施された欧州委員会主催のウェビナーでの説明によれば、当初の想定よりも手続に時間を要しており、適用開始日までに採択される可能性は低いとのことである。

企業実務としては、コネクテッド製品の利用者と合意しない限り、2025 年 9 月 12 日以降に発生する非個人データの利用・第三者への共有(グループ会社への移転を含む)ができなくなることを踏まえ、現状の MCTs のドラフト版を参照して早期に対応することが求められる。MCTs 対応の実務については、[当事務所ヨーロッパニュースレター2025年6月2日号](#)や、MCTs 対応の実務について紹介している筆者のウェビナーなどが参考になれば幸いである。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応べく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com